

彦根市告示第 182 号

彦根市宅地開発指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 19 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市宅地開発指導要綱の一部を改正する告示

彦根市宅地開発指導要綱(令和 3 年彦根市告示第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「ときは、」の次に「景観法(平成 16 年法律第 110 号)および」を、「努め、」の次に「彦根市景観計画(平成 19 年彦根市告示第 146 号)に定める」を加え、「および色彩」を「、色彩等」に改める。

第 18 条第 2 項第 3 号ア中「開発行為に関する工事の検査済証の交付後、」を削り、「速やかに」の次に「建築確認を受けた上で」を加える。

第 20 条の見出しを「(緑化推進等)」に改め、同条第 1 項中「ときは」の次に「、彦根市緑の基本計画(平成 9 年 3 月策定)に基づき緑化の推進に努めるとともに」を加え、「(平成 19 年彦根市告示第 146 号)」を削り、同条第 2 項中「開発区域内の風致を損なわないようにしなければ」を「開発区域とその周辺との景観の調和を図るよう努めなければ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 事業主は、開発行為に関連して屋外広告物の表示または掲出物件の設置をしようとするときは、良好な景観を保全し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)および彦根市屋外広告物条例の規定を遵守しなければならない。

第 27 条第 1 項中「周知遺跡」を「周知の埋蔵文化財包蔵地」に改める。

付 則

この告示は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。